第Ⅱ編 発達障害者支援センター事例集 (モデル的実践)

事例1. 人材育成

- 1. 名 称:滋賀県発達障害者支援センターいぶき (社会福祉法人 湖北会)
- 2. 所在地:滋賀県米原市下多良 2-47 平和堂米原店 3 階 南部地域相談室:滋賀県守山市守山 5 丁目 6-15
 - 滋賀県小児保健医療センター療育部内
- 3. 県内等のカバー領域:いぶきは県全体を対象エリアとしている3次機関である。県内の福祉 体制としては、3次機関としてのいぶきと2次の福祉圏域に7か所、1次として19市町から構成される重層的な構造より成る。
- 4. 創 設: 平成14年12月1日
- 5. 職員配置:センター長(臨床心理士 非常勤)、相談支援(常勤1名 臨床発達心理士) 発 達支援員(常勤2名:臨床発達心理士、臨床心理士)、就労支援員(常勤2名:社会福祉士、 教職資格) 事務職(1名 非常勤)の計7名

キーパーソン養成事業~滋賀県発達障害支援センターいぶきの活動~

第4章の中で、滋賀県発達障害支援施策として、キーパーソン養成事業が紹介されているいぶきでは、その養成事業の一部を委託されたのを受けて研修内容を吟味しつつ平成20年度から毎年福祉圏域の自立支援協議会から選出された研修生に対して、福祉圏域の発達障害支援のための人材養成を行ってきた。

この活動の特徴は、二つある。一つは、県が専門的な講義を中心とする研修と並行して、いぶきでは、実践的な研修を行う。受講生に各人が実際に支援している発達障害のある方と家族の相談を研修の中で、面接、評価、課題の解決していく実践的なスタイルをとっていることである。二つは、各福祉圏域1名からなる7名の受講生がグループで研修を受けることによって、研修生にとってチーム支援の基本を体験する機会になるとともに、研修生同士またいぶきのスタッフと顔の見える関係をつくり地域支援に活かすことにある。

実施方法 (表1に研修内容を示す)

キーパーソン養成研修1年目

発達障害支援に関する講義:発達障害の基本的知識を習得する事を目的として 22.5 単位を修得することを目的に行う。

講議内容:

- ① 評価に関して事柄として、WAIS-Ⅲ、WISC-IV、AAPEP, PEP-Ⅲ等のフォーマルな評価に関しての基本的知識を得るともに実際に検査を実施
- ②発達障害の特性と当事者の特性を理解すること
- ③コミュニケーション (表出と理解)
- ④就労支援 I: ライフステージに応じた就労支援を学齢期、移行期、成人期の現状の3つの講義内容
- ⑤就労支援 II:(1)2 次障害のある場合、無い場合の就労支援 (2) 知的障害

のある場合、高機能発達障害の場合の就労支援

実践的実習:

- ①面接を通して、インフォーマルアなセスメントを行う
- ②フォーマルな評価の実施(必要に応じて)
- ③発達障害支援スタッフ養成研修を受講し、様々なタイプの当事者の支援について実践的に学ぶ(3日間連続の実践研修でフロム・ア・ビレッジの協力のもとに行っている事業である)

見学研修:

- ①いぶきがコンサルテーションをしている学校、事業所などの見学実習
- ② ソーシャル・クラブの活動見学研修:休日に開かれている発達障害児・者の活動を 見学(滋賀自閉症研究会たんぽぽの協力を得ている)

グループデイスカッション;

- ① 研修生が担当している当事者、家族の面接、評価場面を共有しつつ、インフォーマルアセスメントをする。
- ② 研修生一人一人個別のコンサルテーション
- ③ 圏域担当者による指導
- ④ プレゼンテーション:事例をまとめて認証委員会に報告

キーパーソン養成研修2年目(フォローアップ研修)

1年目は、専門研修を含めて 25 単位を受講する。2年目は、認証を受けた研修生を対象に 3 単位のフォローアップ研修をしている。フォローアップ研修の内容は、研修時に支援をした発達障害の当事者の現状報告と、各福祉圏域で支援の現状・課題になっている事柄等、予めテーマを決めて、テーマにそってグループデイスカッションをして圏域の課題を共有した。

成果

平成 20 年度から始まり、平成 24 年度で 5 年になる。初年度は、2 名(甲賀圏域と湖西圏域)で試験的に始めその後は毎年 $6\sim7$ 名が研修を受講しキーパーソンとして認証されている。平成 23 年度までで 19 名が研修を修了している。(平成 24 年度修了予定を含めて 25 名)

受講後は認証ケアマネージャーとして、各圏域の相談支援センターとして生活支援センター、働き暮らし応援センター等の活動、相談支援を行っている。圏域の発達障害支援の中心としての活動と共に、いぶきと連携して研修事業を企画立案や、事例検討の機会を持っている圏域もある。いぶきとしてはそれぞれの圏域のニーズを踏まえ当事者・家族支援が継続し地域生活への移行がスムーズにいくシステムの構築するための人材養成の一歩となったと考える。

課題

- 1) 研修内容の検討の必要性:研修生が比較的圏域の事業所で中堅クラスが多く、事業所としては受講する期間の間の影響が出ると考えられ研修への意欲はあるが受講しにくい状況がある。この事に関しては、研修の期間を問題、その他に解決を図る必要があるかもしれない。圏域のニーズを考えて研修内容を検討する必要もあるだろう。
- 2) 人材としての活用に関する事:受講後認証ケアマネージャーとして各圏域で相談支援をするための体制整備も必要となる。今後は、市町との連携を一層進めていくことになるが、圏域のケアマネージャーと共に活動して、県内の相談支援体制が重層的なシステムとして機能するための人材活用に活かしたいと考えている。また、体制整備に関しては、IV章に譲りたい。

表1. キーパーソン養成事業の研修内容

	内容	単位	研修講師
専門研修	○発達障害者支援施策	0.5	学識経験者、障害者自立支援課
	○特別支援教育	0.5	特別支援教育専門家
	○保護者支援	0.5	発達障害関係団体
	○医療	1	医療関係者
	○評価・面接技術	9	発達障害者支援センター
	○コミュニケーション支援	2	発達障害者支援センター
	○TEACCH プログラム	0.5	発達障害者支援センター
	○ソーシャルスキル支援	1	発達障害者支援センター
	○行動マネジメント	0.5	発達障害者支援センター
	○余暇支援、生活支援	1	発達障害者支援センター
	○就労支援	2	就労支援関係者、発達障害者支援センター
	○事例検討(コンサルテーション)	3	発達障害者支援センター
実践研修	○自閉症等発達障害者支援スタッフ	3	発達障害者支援センター
	実践的研修事業		
実践報告	○プレゼンテーション	0.5	認証委員会

事例2. 学校教育との連携

- 1名称:大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか
- 2 所在地: 〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東 1-1-6
- 3 県内等のカバー領域: 大阪市および堺市を除く大阪府内 43 市町村を対象。府内の 18 障害福祉 圏域、人口 534 万人のエリアをカバーしている。
- 4 創立年月日: 2002 年 6 月 1 日
- 5職員配置:センター長、副センター長、相談支援員合わせて常勤職員 5名。職種は臨床心理士、 臨床発達心理士、精神保健福祉士、社会福祉士。

1. 事例の概要

アクトおおさかでは平成 14年6月の開所以来、18歳以上の成人期の相談が年々増加し、現在では6割以上に達している。これらの成人期の相談ケースから浮き彫りになった課題として、知的障害を伴う自閉症者における課題と、高機能の発達障害者の課題が挙げられる。前者では、行動障害の重篤化や自立スキル・職業スキルが未習得で、就労や地域移行が困難な事例が多い。後者では、未診断で本人・家族の障害受容や自己理解に課題がある事例、二次障害の重篤化、支援機関・マンパワーの不足、支援体制の未整備が挙げられる。

これらの成人期の課題に対して予防的に取り組むためには、早期の発達支援、学齢期における特別支援教育との連携は不可欠である。ところが、発達障害者支援センターは、行政的には厚生労働省、都道府県の福祉部局の管轄であり、教育委員会や学校教育機関との連携は、仕組みとしては整備されていないのが現状である。また、教育現場においても発達障害のある児童・生徒への特別支援教育の必要性が強調されてはいるが、障害特性の理解や教育支援方法について、明確なモデルが支援者間で十分共有されていないという課題がある。さらに、学校教育から卒後に向けての移行期の支援についても、積極的に福祉と教育とが連携すべき課題である。

2. 事例の内容

①学校教育支援モデル事業 (平成14年度~平成20年度)

学校教育との連携を組織的に進めていくために、「学校教育支援モデル事業」として実施要項を作成し、大阪府教育委員会に対して事業説明を行い、地域選定および事業実施について協力を要請した。研修内容は表1に示す通りである。研修の中でも特に強調しているのは、障害特性の理解と、一人一人の評価に基づき支援方法を組み立てるプロセスの研修である。このプロセスを基礎講座・実技研修・フォローアップ研修の中で繰り返し、さらに、定期的な巡回相談を組み合わせることで、教員が一人一人に合わせた支援を具体的に計画実施できる実践力の養成を図る。

学校巡回相談の流れは、図1に示すように、事前調査表により学校としてのニーズとモデル児童・生徒の状況把握を行い、モデル児童・生徒を $1\sim2$ 名に絞り込む。1年目は原則として1ヶ月に1回アクトおおさかの巡回相談担当者が、学校・園を訪問し、授業参観の後、具体的に助言を行う。次の巡回日までに取り組み経過をまとめた経過表を、学校長の確認後、市教育委員会指導主事を通じてアクトおおさかの担当者に提出するという流れで実施した。

- 表1. 学校教育支援モデル事業の研修内容
- 1. 基礎講座 (講義形式) (合計約 10 時間)
 - ①発達障害の特性理解 ② 個別の評価と目標の設定
 - ③ コミュニケーションの評価と支援 ④ 行動上の問題の理解と対応
- 2. 実技セミナー (1グループ5~6人の少人数での実習形式) (2日間)
 - ①リーディングスタッフの養成をねらう
 - ②対象校の教室利用とモデル児童の参加協力を得る
 - ③モデル児童の個別の評価→指導計画・準備→実施・再評価→修正→再実施のプロセスによる実習
- 3. テーマ別合同研修会(1テーマについて半日間)
 - ①教室の物理的構造化、②スケジュールの活用、③教材作り、④評価から支援プログラムの立案、⑤行動 上の問題の理解と対応法などの中から選択されたテーマについて実習および実践交流を行う。
- 4. 巡回相談
 - ①市町村教育委員会により指定された学校・園に対して、アクトおおさかの巡回相談員を 派遣する。
 - ②1校・園につき、おおむね月1回、半日の巡回相談を実施する
 - ③校内で主として巡回相談を受ける学級、児童を選定し、その学級、児童生徒への 指導助言をモデルとして、他の児童生徒の理解へと広げていく。
 - ④2年目のフォローアップ対象校・園に対しては、年間6回を限度として巡回相談を実施する。
- 5. 実践報告会や事例検討会のスーパーバイズ

研修参加者による実践報告会や事例検討会(学校や教育委員会等が主催)での助言等

図1. 学校巡回相談の流れ

選定地域の各市町村教育委員会がアクトおおさかとの協議 の上で対象の幼稚園・小中学校を指定

 \Downarrow

巡回相談事前調査表の提出(ニーズの確認)

 \downarrow

モデル児童・生徒の絞込み

 \Downarrow

モデル児童・生徒の評価

 \Downarrow

巡回相談(月1回) ← ↑

↓ 1

巡回相談経過表の提出 ⇒ ↑

②福祉教育連携事業

平成 19 年度に特別支援教育が本格実施され、特別支援学校のセンター的機能が明確化されたことにより、従来の学校教育支援モデル事業の内容を見直し、平成 20 年度より福祉教育連携事業を開始した。

表 2. 福祉教育連携事業

1. リーディングスタッフ養成研修(平成20年度~23年度)

目的:指定されたブロックの支援学校および市町村のリーディングスタッフを対象に、地域の幼稚園、小中学校への発達障がいのある児童生徒に関するコンサルテーション等を実施するための養成研修を行う。

内容: ①学校コンサルテーションについての講義と実習②実技研修(2 日間)③テーマ別合同研修(個別支援計画の立案、AAPEPによる評価等)の中から、ブロックのリーディングスタッフのニーズにより選択実施。

2. 移行支援モデル事業

目的:発達障がいのある生徒に対する就学期から卒後への移行期における支援のあり方について、指定された 府立支援学校の教員を対象に研修を行う。

内容:①連続講座(青年・成人期の課題、自立支援、就労支援等をテーマ)②モデル生徒の評価、移行支援計画の立案、指導の実施について、巡回相談を通して助言する。

3. 事例の考察

自閉症・発達障害の特性に合わせた特別支援教育を推進するモデル校、リーディングスタッフの養成という目的を明確にし、府・市教育委員会と連携をとりながら、組織的・計画的に事業を実施することにより、個別ケースへの介入方式と比べて、事業効果の広がりと継続性が見られた。

モデル校への巡回相談の成果は、管理職をはじめとする校内バックアップ体制の整っている学校ほど大きかった。また、市町村教育委員会が、発達障害に関する専門教員やモデルとなる学校を育成していくというはっきりしたビジョンを持っている場合に、アクトおおさかのモデル事業が、有効に活用され成果がより明確となった。

研修システムにおいても、複数の研修形態と継続的な巡回相談とを組み合わせることにより、2年間のモデル事業実施期間において、基礎的理解から実践・応用へと段階的に研修を進めることができた。さらに、アクトおおさかの2年間のモデル事業を終了後も、本研修システムの有効性を確認した市の中には、市独自予算で同様の教員研修や巡回相談を法人に委託して継続的に実施し、市の特別支援教育体制の専門家チームやリーディングスタッフの養成と連動させて、教員による巡回相談や講師派遣等の実施で効果を得ているところも見られた。

本事業の成否は、教育委員会の特別支援教育担当者の協力、管理職その他の校内支援体制、特別支援教育担当教員の力量と柔軟性、保護者の理解と協力、校内の他の状況によるところが大きく、実際、これらの条件のいずれかに課題のあった場合には、なかなか現場での実践の成果が得られにくかった。そのような場合には、年度の途中で教育委員会、巡回相談校側と協議をして、改善に向けた対策を検討した。

本事業は支援者の側の養成を目的としているため、当然のことながら、個別の困難事例への直接介入的なアプローチとは目的が異なる。アクトおおさかに持ち込まれる相談事例や学校現場からのニーズは、そのような困難事例への個別的・直接的な介入の要請である。それぞれのアプローチの強みと限界を認識しながら、相補的に機能していくことが必要だと考える。

今後の発達障がい者支援センターの役割として、就学前から学齢期を経て青年・成人期へと全ての ライフステージの支援から見た視点や支援モデルを発信していくことがますます重要になるであろう。 療育施設・幼稚園などの就学前の機関から小学校への移行期のつなぎの課題、さらに、これまでのア クトおおさかの学校教育との連携事業の対象ではなかった高等学校や専門学校、大学における発達障 がい者の社会的自立と就労に向けた移行支援に、学校教育との連携を広げていきたいと考えている。

事例3. 就労支援

1. 名 称:横浜市発達障害者支援センター

2. 所在地:神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-8 7F

3. 県内等のカバー領域:

発達障害者支援センターは、都道府県及び政令市に付置されることが、発達障害者支援法に 定められている。当センターは横浜市からの委託を受けて運営しているが、横浜市の人口が、 3,700 千人と非常に多いこと、また、横浜市がかつてより母子保健に尽力しており、早期発見・ 療育におけるシステムはかなり整備されてきているため、当センターは 18 歳以上(~65 歳未 満⇒2,330 千人)を対象としている。

社会資源	対象	0~13 歳	13~17 歳	18 歳以上
横浜市リハビリテーションセンター(1 か所)	障害児 全般	相談·診療 通園		
地域の療育センター(10 か所) 横浜市リハビ・リテーションセンター(1 か所)		<u> </u>		
(日本日がたり) = フョンヒンタ=(日か时)	障害児者 全般	相談·診	療・指導	
小児療育相談センター(1 か所)	_ mx		<i>V</i>	
横浜市発達障害者支援センター(1 か所)	発達障害者に 特化		[相談·就労支援· 広報啓発·機関連携

また、当センターは横浜市において二次相談支援機関として位置づけられており、一次相談支援機関と位置づけられている区福祉保健センターや地域活動ホーム、生活支援センターといった地域の中核的な相談支援機関に対して、以下のような役割も期待されている。

- ①地域の相談機関と連携した一次支援
- ②支援機関間からの相談の受け止めと、困難ケースのバクアップ
- ③発達障害に関わる地域の連携構築
- ④横浜市内の発達障害関係機関のネットワークの構築を通しての発達障害の者支援の体制整備 及び資源開発
- 4. 創設年月日: 2002年7月1日
- 5. 職員配置:

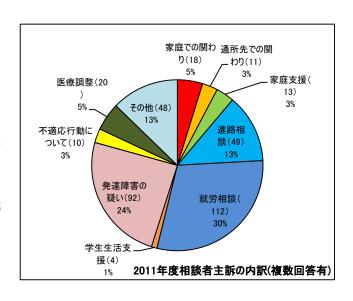
当センターでは、センター事業の相談員として5名の配置のほかに、横浜市の単独事業として行っている「横浜市発達障害者就労支援開発事業」の事業実施機関を管理監督し、助言を行う「発達障害者支援マネージャー」として1名(臨床心理士)、「発達障害者支援体制整備事業」における支援体制サポート事業の「サポートコーチ」として2名(臨床心理士)、一人暮らしの利用者を対象の中心として、定期面談や訪問等により、金銭・健康管理等、自立生活を維持するための「自立生活アシスタント」として2名(社会福祉士)の合計10名が配置されている。

事例の内容

1. 事例の概要

当センターの特徴の一つは 18 歳以上を 対象としていることであり、そのため、高 機能/アスペルガータイプの人たちによる 就労に関連する内容や、就労場面での経験 が来所するきっかけとなる人たちが比較的 多い。

相談者との面談から、発達障害の「認識のズレや歪み」「客観視の弱さ」「イマジネーションの弱さ」といった特性が就労の困難さをもたらす課題の発生につながっていることが解ってきた。その課題の一つは、

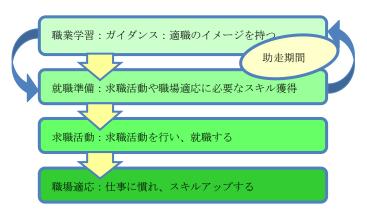


「自分に適した仕事が解らない」「働く上での自身の課題が解らない」といった「自己理解」についてであり、二つ目は、「職場で必要なコミュニケーションができない」「職場のルール・習慣を知らない」といった「コミュニケーションの理解」についてである。これらの課題が、「働く意欲を低下させる」「苦手な領域の仕事に就き、うまく働けないことにより離転職を繰り返してしまう」「課題が解らず、対策できないまま、問題を顕在化させる」「コミュニケーションの拙さ、不足、ズレに基づく業務上のミスやトラブル」「対人場面におけるトラブル」「自分の失敗の原因を振り返ることができず、気持ちの切り替えができない」といった事象の発生につながっている。さらにこのようなマイナスの経験は「負のスパイラル」を形成し、自分の力だけでは抜け出すことは難しい状況を形成してしまう。

就労までのプロセスにおける個別支援 の流れは右図にあるような流れでとらえ ている。

相談だけで就労に結びつくケースはほ とんどなく、このプロセスを展開してい く前提として多角度からのアセスメント を行い、本人のプロフィールを整理する ことが重要である。

そのためには、就労に関するチェック リスト等を用いながら、本人や家族から



聞き取りを行う。例えば、「今、本人が直面している課題」の背景にある障害特性を知ることは欠かせない。また、行動がパターン化しやすいということは、失敗もパターン化しやすいということであり、生育歴や職歴などから「誤学習」や「未学習」の経過と結果の把握に努めている。さらに、聞き取りだけではなく、実際の場面を見て「つまづき」や「必要な支援」を判断することも重要で、簡易作業やGATBや幕張版ワークサンプルなどの職業評価を行って、本人の状況を確認する。また、医療情報を聴取し、ケースによっては、本人の了解をとった上で、主治医と連絡調整を行い、心理検査の結果などの提出を求めている。この他、関係機関からの情報を収集するためケース会議を開催し、本人の行動様式や支援課題の確認などを行う。

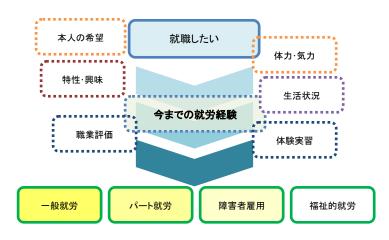
こうしたアセスメントを通して、相談者の多くの人に「職業的な興味や経験が限定されている」

「適性や能力に合う職業のイメージが乏しい」「職業生活のイメージがない」「支援を受けずに 失敗を繰り返してきた」「通常教育・高等教育の出身者が多くいる」「障害に気づいて間もない」 といった傾向があることも分ってきた。

そこでプロセスの最初の段階に「職業学習・ガイダンス」としては、これまでの就労経験や実 習体験等を通じて、上手に振り返りを行い、自身の得意・不得意、向き・不向き等を理解し、自

分にとっての適職のイメージ、あるいは、働き方のイメージを作ることを位置づけている。しかし、相談機関においては、実際の職場を想定した幅広い職業体験を提供することに限界があることは否めない。

また、なぜ働きたいのかを明確にし、 働くことへの意識づけをすること。訓練などを通じて獲得できないことが存在することや自分が活動する上で、配慮や支援が必要であることやその具体



的な内容を知ることを通して、自身の障害に対する理解と受容を促し、目指す就労の在り方(方 向性)について見定めていくことを目的とした。

こうした取り組みは、自身の障害に対する認識や受容の程度を高めることにもつながる。仕事をしていく上で、苦手なことに対して配慮や支援を必要とするのか、しないのか、配慮を必要とした場合の一つの手段として「障害者雇用」の存在と具体的な情報を提供していく。但し、障害者雇用の対象となるためには、手帳の取得が必要であり、プライバシーにもかかわるデリケートな問題であるため、説明の仕方によっては、拒否感につながる例も少なくない。

次の就職準備の段階では、具体的なスキルの獲得に向けて支援を行う。例えば、求職活動が上手く行かないケースで、その要因として、応募書類が準備できない人に対しては、履歴書や職務経歴書の記入方法を、面接での受け答えに課題がある人には、採用面接の受け方を伝えて実際に取り組んでもらう。指示や対人場面の意味を取り違えることが多い人や支援依頼ができないような社会的場面やコミュニケーションが苦手な人には、状況理解と適切な振る舞い方を覚えてもらえるように、修正が受け入れられるように取り組みをしてもらう。不適応経験が多くネガティブ思考の人には、ストレスやフラストレーションのコントロールといったことなどに関して、余暇活動のレパートリーを広げるなどして気分の切り替えの仕方、新たな過ごし方の学習を促している。

就労を達成することや職場で適応していくためには、最初の、適職のイメージ作りや自己管理の力を知る「職業・ガイダンス」の段階と、求職活動に必要なスキル、職場適応に必要なスキルなど「スキル獲得に向けての支援」の段階が重要な要素となっている。

これまでの当センターにおける就労支援の取組から、以下の4点が課題として上げられる。

①社会資源の薄さ:

現在、障害者の就労支援については、就労移行支援業所は有効な社会資源であるが、当センターの相談者の中には高機能や高学歴であったり、診断後間もない状況にあるために、障害福祉サービスの利用に違和感や抵抗感がある人は少なくないため、十分にその機能を利用しきれていない。そうした対象者にとって活用しやすい仕組みと資源の開発が求められてい

る。

②足枷となっている制度の利用要件:

支援は、本来「必要な人に、必要な場で、必要な支援を」であるべきだが、専門的な支援を希望しても、利用のための要件が足枷となってしまっているケースは少なくない。診断があれば、手帳がなくても利用可能な支援や社会資源がある一方で、障害者手帳の取得や区分認定を受けていいなければ利用できない支援や社会資源も存在する。就労支援の現場はある意味生き物であり、「タイミング」という要素で成否が左右されることも少なくない。一定の基準も必要であるが、タイムリーに機能させられる制度であることが望まれる。

③企業への普及・啓発が必要

障害者の雇用対策は進み、法定雇用率も引き上げられる状況となってきているが、発達障害者を雇用する企業はまだ多くはなく、結果的に企業側にも成功イメージがないのが現状である。また、企業側がイメージしている障害者も身体障害者や知的障害者であることが多く、発達障害者を想定した障害者求人は少ない。また、発達障害者に適した職種の求人も少なく、本人たちにとっては、非常に限られた選択肢から選ばざるを得ない状況があるため、中には、障害者向けの専門支援を選択できない状況となっていることもあり、企業開拓の必要性は高い。

④相談支援の限界:

相談者の中には、高機能や高学歴の人たちであっても、コミュニケーションや想像力に頼らざるを得ない「相談支援」という方法や場面に馴染まない、あるいは、苦手とする人が存在する。こうした人たちに対しては、当センター1 か所で解決できるものではない関係機関などの協力を仰ぎ、実習の実施などの実体験による補完等の工夫やシステム開発が必要とである。

当センターのように 18 歳以上の発達障害者を支援の村象としている場合、障害について「末診断」である場合が多く、現存の制度にはすぐに乗りきれない相談者が増えてきており、そうした人たちの就労の関する課題は多岐にわたっている。そのため、横浜市では、発達障害者支援開発事業を実施し、発達障害者の就労支援を取り巻く課題とその解決策について検討を重ねてきている。

事例 4. 普及 · 啓発

1. 名称:千葉県発達障害者支援センターCAS (社会福祉法人 菜の花会)

2. 所在地:本部:千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3

CAS東葛飾(分室): 千葉県我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 4 階

3. 県内全域: 県内にある政令市 (千葉市、人口 96 万人) 以外の県内全域を対象エリアとする。

人口は523万人(平成24年4月現在)で7障害保健福祉圏域(千葉市障害保健福祉圏域除く)、35市18町で構成されている。

本部センターにおいては県央部及び県南部の 27 市 17 町 (361 万人)、県北部 に関しては CAS 東葛飾において 8 市 1 町 (162 万人) を対象とする。

- 4. 創設: 平成14年10月1日(分室設置は平成18年9月1日)
- 5. 職員配置:センター長(常勤1名、兼就労支援、社会福祉士、精神保健福祉士、 介護福祉士)

相談支援(常勤1名、非常勤1名、教職資格(1名)) 発達支援(常勤3名、非常勤2名 臨床心理士(4名)、臨床発達心理士(1名)) 就労支援(常勤1名、臨床心理士)、事務職(1名 非常勤)

発達障害者支援センターの役割のひとつに幅広い普及・啓発が位置づけられている。 平成 19 年 12 月 18 日の国連総会において毎年 4 月 2 日を「世界自閉症啓発デー」 とすることが決議され、世界各地において啓発の取り組みが行われている。ここでは、千葉 県・千葉市における世界自閉症啓発デーの取り組みについて紹介する。

平成 20 年年度より千葉県自閉症協会・千葉市発達障害者支援センター・千葉県発達障害者支援センターCAS・の3者で「世界自閉症啓発デーちば実行委員会(実行委員長は千葉県自閉症協会会長、事務局は千葉県と千葉市のセンターが交互に担う)」を組織して啓発イベントを開催している。以下にこれまでの具体的な活動内容、課題、今後の展開等について述べる。

具体的な活動内容等

	活動	内容	
1	映画上映会	「星の国から孫ふたり」	星の国委員会協力
		「ぼくはうみが見たくなりました」	千葉県自閉症協会地区
			上映会への協力も
2	ロビー活動	作品展(絵画、手芸、鉄道関連)	千葉市内ビジネスセン
		パネル(自閉症協会、センター活動紹介)	ターQぼーるアトリウ
		光とともにコーナー	ム内で開催
		支援グッズ紹介	
		キャラバン隊公演	寸劇で自閉症について
			わかりやすく伝える
3	講演会	うすいまさと氏 トーク&ライブショー	平成24年度からは実
		岩手県被災地からの報告(岩手県自閉症協	施していない。街頭啓
		会) 熊本葉一氏	発活動に移行

		[± HH ± - → 12)	
4	DVD上映	「自閉症の子どもたち」	ロビーにて毎正時
5	ミニコンサート	自閉症の方のミニフロアコンサート	ロビーにて1時間
6	チーバ君	ロビー及び駅前チラシ配布	ご当地キャラクターの
			活用は効果的
7	のぼり旗	40 本準備して会場内に設置	数量的に少なくとも 10
		(50 cm×180 cm)	本以上で効果増
8	懸垂幕	県庁 (90 cm×4m・2 本)、各市役所 (90 cm	毎年度、設置する市町
		×10m、90 cm×4m・2市)に掲示	村を増やしていく
9	のぼり旗配布	県内全市町村にのぼり旗2本を配布	各市町村で保管してい
			ただき、毎年度、市役
			所などのロビーに設置
			するよう依頼文書送付
	活動	内容	
10	車内広告	千葉都市モノレール全車両(36 車輛)に啓	B3版
		発デーポスター掲示	
11	ワンコインハート	啓発デーのシール (20 mm×8 mm) を名刺の	シールを貼付は、事業
		空間に添付。名刺交換の機会に啓発が通年	所に所属する自閉症の
		で行えることと、自閉症の方の工賃向上に	方の作業として依頼。
		寄与することができる。	
12	市町村広報誌掲載	各市町村の広報誌お知らせコーナーを確認	市町村担当課の方にで
		し、その掲載内容、項目、文字数に合わせ	きる限り負担をかけな
		て原稿を作成。担当課に電話連絡の際、原	いように掲載依頼
		稿はできている旨を伝えるとスムーズ	
13	ベイエフエム	ラジオでのスポットCM	
14	ノヴェルティ配布	330ml のミネラルウォーター	ミネラルウォーターは
		啓発デー名前入りボールペン (単色)	とても効果的であっ
		⇒次回は3色ボールペンで検討中	た。ボトル包装にPR
			も必要であった。飲ん
			だ後に手元に残らない
			ので啓発効果が一時的
			なことがデメリット。
			ボールペンは使用して
			いただける間は啓発効
			果が見込めることがメ
			リット。
15	地域ミニコミ誌掲	│ │地域ローカル情報誌に記事として掲載し	全県下 180 万戸に手配
	載	ていただくことの効果は大きい。新聞折	りで配布しているミニ
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	り込みなどに啓発チラシを挟み込むとす	コミ誌に掲載。
		ると、1 枚 3 円程の経費。180 万部の	, HE (-) -) - 1700
		折り込み数で経費算出すると実現は困難	
<u> </u>		₩ / ペッケ級ト/正月开山 / ひこ大グ(4凹)株	

		であるが、記事として掲載していただけ れば高い啓発効果が得られる。掲載に向 け積極的に発信して、活用を図ること が必要である。	
16	ブルーライトアップ	千葉ポートタワーブルーライトアップ	ライトアップだけでは、啓発効果は高くないと思われる。現地でのチラシ配布、ロビー展示などの活動と併せて行うことが課題。

今後に向けて

*基本的な活動として会場内での活動も必要ではあるが、それだけでは広がりがないという課題がある。やはり来場する方の割合の多くは支援者、関係者だという現状がある。会場に来場しない方々を、どのようにして来場していただくかという視点より、こちらがその方々の所に出向いて活動するということが効果的だと考える。限られたマンパワーでの活動では、ロビー活動より駅前等の街頭でのチラシ配布に活動に重点を置くことが方向性としてはいいのではないかと考える。より一般県民・市民にどれだけ知っていただくことができるかが活動のポイントである。

新たな活動の展開について

千葉県自閉症協会、発達障害者支援センターの実行委員会組織において企画し実施する場合、 実際に活動を行うのも協会の会員、センタースタッフということになる。前述した限られたマン パワーでは活動の限界がある。今後、ボランティアの活用も積極的に行っていく事が求められる。 一つの方策として、主要駅での啓発チラシ配布においては、その地域にある大学(高校でも可) とコラボレートし、学生(生徒)ボランティアの活用も一つの方策である。

平成 24 年 11 月、県内大学の学園祭においてミニコンサートやキャラバン隊、チラシの配布等の啓発活動を実施した。このような企画も県内に順次拡大していければと考えている。

■下欄に県内保護者の啓発デーに寄せた思いを紹介する。

私は改めて感じております。世界全体を対象に、自閉症 Autism の名を冠した日が生まれたことの 愛おしさを。自閉症である私たちの家族が、この地球において普遍的な存在であることを願い、尊厳 を持って生きて行くことを目指す象徴の記念日であるからです。「決意や創造性、そして希望を持って 毎日、自閉症に立ち向かう子どもたちと家族の勇気に、敬意を払おうではありませんか。」第一回世界 自閉症啓発デーに寄せられた潘基文国連事務総長のメッセージは、私たちの歩んできた、そしてこれ から歩んでいく道程を、肯定してくれたものであると受け止めております。しいて言えば「自閉症に 立ち向かう」というよりも「自閉症と折り合いをつけていく」のが私と家族のペースですが。

毎年巡り来る4月2日という日、地球上の多くの人々にとっては、啓発デーAwareness Day でありますが、私たちにとっては記念日 Anniversary なのです。

~県内保護者の啓発デーに寄せた思い~

事例 5. 支援ネットワークの構築

1. 名称:大分県発達障がい者支援センターECOAL

2. 所在地:879-7302 大分県豊後大野市犬飼町久原 1863-8

3. 設置日: 平成17年2月1日

4. 職員配置:4名5. 領域:大分県全域

6. HP: http://www.ecoal.info/

7. 運営方針

① 総合的な相談支援と支援体制の整備

発達障がい者や家族、支援者等からの多用な相談に応じるとともに、関係諸機関との連携を深めることにより、発達障がい者が地域生活をおくるために適切なサービスの利用や社会資源の活用を促し、安心して暮らすことのできる体制づくりを目指す。

② 専門的支援の実施

関係諸機関が発達障がい者の発達段階やニーズに基づいた支援プログラムを提供できるよう、 アセスメント情報や支援モデルの開発と実施に取り組む。

③ 普及啓発活動及び、人材育成

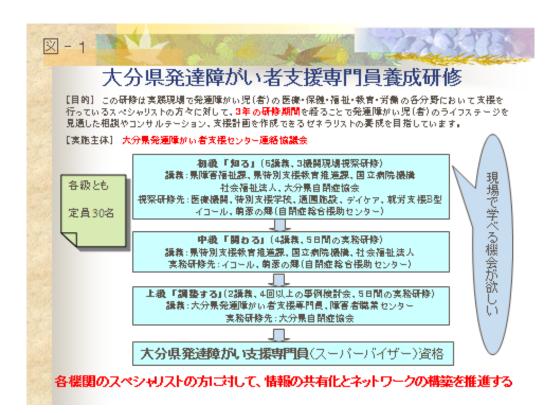
発達障がい者及び家族、医療、保健、福祉、教育等の業務に携わる者や関係諸機関、民間団体、ボランティアに従事する者から一般市民に対して、発達障がいの理解を促す普及啓発を行うとともに、発達障がい者の地域生活支援の軸となる人材を育成する。

④ 地域支援ネットワークの構築

発達障がい者支援センター連絡協議会の構成メンバーを始めとする関係諸機関及び民間団体との連携を深め、地域におけるさまざまな社会資源との調整や支援ネットワークの構築を目指す。

平成 17 年に施行された「発達障害者支援法」の中で、実践的裏付けのある情報をつなぎ合わせ、広い視野で相談に応じられる専門家を各地域や各領域の中で育てていく仕組みづくりと、専門機関の連携体制を整えることが国及び地方公共団体の責務として謳われ、その研修運営や情報提供・連絡調整を果たしていくことが発達障害者支援センターの役割として明示された。大分県では、平成 3 年から自閉症の専門的な相談や療育支援に携り、平成 14 年から大分県からの委託で自閉症に関する専門的な相談や研修会を行ってきた社会福祉法人萌葱の郷めぶき園が発達障害者支援センター(以下、当センターと記す)の委託を受け、平成 17 年から運営している。

開所当初から支援センターに寄せられた相談や事例は個別的で多肢にわたり、深刻な例も少なくなかった。そして、その原因として発達障がいの特性に対する無理解のもとで本人や家族が孤立化している例が多くみられたことから、個々のライフステージを通じて適切な支援を見通して実践・検証を行うことのできる実践家の確保と、当事者やその家族、支援者が孤立しないように関係機関が連携することが期待された。そのため、当センターでは、これを最重要課題として位置付け、大分県の発達障がいに関する専門機関で構成された大分県発達障がい者支援センター連絡協議会(以下、連絡協議会と記す)において平成17年度から検討をすすめ、連絡協議会が実施主体となって、実践家を育てる仕組みと専門家と専門家、専門家と保護者や本人がつながりやすくなるシステムの確立を目指した「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」を平成18年からスタートさせた(図1)。

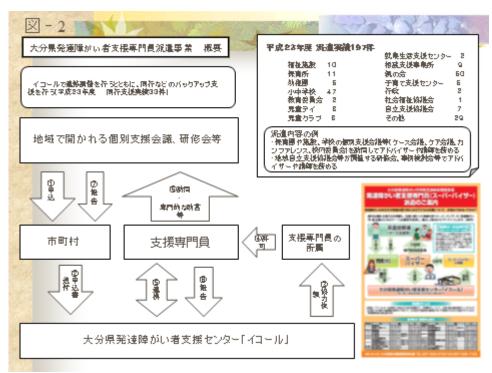


本研修会は、藩を問わずに参加者を募集した神戸海軍塾のように、参加する方々の職種を問わず、お互いが自分の専門領域外のことを学びあう姿勢で臨むことを重んじているため、早期療育から就労・生活支援まで幅広い業種の方に参加していただくことができているとともに、連絡協議会を実施主体としていることから、医療・教育・福祉・行政・労働・保護者会のエキスパートによる講座の他、各関係機関の現場を視察したり、実地を伴う研修を織り込むこともできている。具体的には、初級では、「知る」ことを目的に各現場を視察できる研修内容を、そして中級では「関わる」ことを目的に現場でスーパーバイズを受けられる実地研修を取り入れ、上級においては、事例検討会や保護者会への定例会などに参加しながら、支援計画を作成したり、相談に応じたりするスキルを身に付けることを目指している。

本研修会は、座学のみではなく、幼児から成人期までの発達障がい児・者に実際に関わり、各専門機関のエキスパートからスーパーバイズを受けられることを特色としているが、その反面、視察や実地研修先に負担がかかるともに、内容が非常に多肢に渡り、年間で約100日程度開催されているプログラムの中から約4分の1となる25日間を3年かけて受けるといった強硬なスケジュールでもあるため、手厚くフォローできるように初級の募集定員を30名に限定している。研修を受ける方々が関係諸機関に所属しているため、仕事の都合上、留年したり、継続しにくくなってしまう方もいたが、平成24年度の第4期生までに合計105名の方が修了しており、年々、受講希望者とその所属機関が拡大してきているとともに、大分県内の人材として期待も高まりつつあることから、平成21年度からは定員の4倍を超える応募者の中から連絡協議会が選考するようになっている。

本研修会のプログラムをすべて受けられた修了者は、4月初旬に開催される大分県自閉症啓発デーの中で認定を受け、平成21年度から県の委託事業である「大分県発達障がい者支援専門員派遣事業」(図2)を通して、大分県内の各関係機関における、発達障がい児・者の支援に関する個別支援会議やケース検討会などを開催する際の助言者、あるいは研修会の講師などを務めてい

ただいており、平成 24 年度からは 5 歳児健診や特別支援教育の専門家チームなどにも派遣するなど、大分県における専門的な位置づけとして役割も広がりつつある。また、各市町村の相談支援専門員や児童発達支援センター、就業・生活支援センターの相談員の方々にも研修を受けていただけているため、保育所等訪問支援事業をはじめとする様々な相談支援事業においては、発達障がいに関するバックアップ機関として支援センターの役割を明確に位置付けることもできている。



更には、継続研修や情報伝達を目的とする「大分県発達障がい者支援専門員の会」が自主的に 運営されるようになり、総会をはじめ、圏域における連絡会や自立支援協議会と連動した相談会 を開催するとともに、それらの取り組みについても講演会や連絡協議会の中で報告していただく ことができており、直接支援に関しても、保護者や当事者による定例会に専門員に参加してもら うことで、関係諸機関につながりやすくなった。

こうした専門員の活動に合わせて、各専門機関が連携していくための共通ツールとして、連絡協議会にて創作した「発達支援ファイル」(図 3)の活用を普及するとともに、それに併せて、日常生活における配慮のみならず、災害時における支援の連絡調整を行うことを目指した「発達支援登録証」(図 4)を発行するなど、大分県内における発達障がい児者の支援体制を具体的に展開できつつある。これらの要因には、各方面からのニーズやご協力があったことはもちろんではあるが、平成 18年度に大分県が発達障がい者支援体制整備事業の一環として、大分県の発達障がいに関する実態調査が行なわれ、その結果に基づいて平成 19年度に「大分県発達障がい者支援体制整備基本方針」を策定したことが大きな後押しとなっている。また、1つの理論や方法論に偏ったり、当支援センターが単独で企画・運営する形をとるのではなく、支援センターを関係諸機関との連絡調整役と位置付け、連絡協議会を中心に様々な意見を取り入れて支援体制の検討をすすめたことが関係諸機関との協働作業にもつながり、ネットワークを発展することができたものと考えられる。

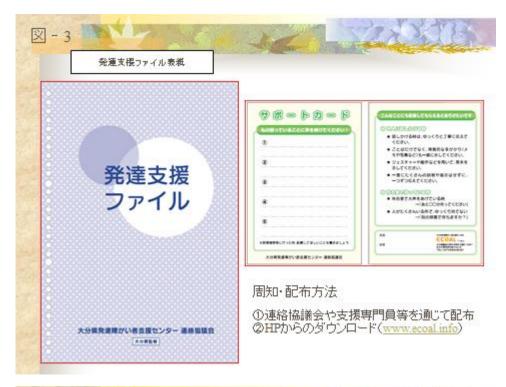


図 - 4

発達支援登録証(大分県)

地域生活をおくる中で、発達の特異性に対する配慮や 支援に関する情報提供を行うことや、災害時に特別な配慮や情報の伝達をスムースに行うことを目指し、診断書 もしくは検査結果証明書に基いて大分県発達障がい 者支援センターが希望者に発行する



大分県発達障がい者支援センター連絡協議会の場で承 認を受け、平成22年6月1日から実施

日生 (第4)

このように、当センターでは開設当初より、公的な立場で発達障がいに関する専門的な見立て を行なえる専門家を養成するとともに、研修の修了者を位置付けて活用するといった、支援者の 構造化(図5)をすすめてきたが、これからも、連絡協議会を軸としながら、当事者の会、保護 者の会、支援者の会へのバックアップと活用、連絡調整に努めていくことで、発達障がい者支援 に対するネットワークの開発・維持・発展を行い、障がいに苦しむ人が減ることに貢献できるよ う、支援センターの役割を特化させていきたいと考えている。

№ - 5

平成24年度 発達障がい者支援専門員の分布図

> ■検索人数 (支援体制の評価)

而廣機関例(平成24年度現在)

 平成21年度 17名 平成22年度 29名 平成23年度 33名 平成24年度 26名 合計 105名



事例6. 市町村へのサポート

1. 名 称:おかやま発達障害者支援センター

2. 所在地:703-8555 岡山県岡山市北区祇園 866

3. 設置日:2002年10月1日 (*県北支所設置は、2008年6月27日)

4. 職員配置:8名 (アドバイザー1名)

5. 領域と圏域;岡山県全域

おかやま発達障害者支援センター(以下、県センター)は、岡山県より社会福祉法人旭川荘が 受託し、児童精神科外来をもつ旭川荘療育・医療センターに附置されている。

県センターの支援圏域は、岡山県全域であり、人口 193 万人(2012 年 9 月 1 日現在)で、3 つの福祉圏域、5 つの保健圏域、27 市町村で構成されている。人口分布は、県南部の岡山市(70 万人*1)、倉敷市(47 万人)、県北部の津山市(10 万人)を除いて、24 市町村が人口 7 万人以下(11 市町村が過疎地域指定)である。こうした人口分布の偏りによって地域の課題も異なり、本所が担当する県南部は、発達障害専門の医療機関や乳幼児期を対象にした療育機関などの支援機関が集中しているものの、質の高いサービスを過不足なく提供していくことが課題となっている。その一方で、県北支所が担当する県北部では、数少ない資源をいかに活用して支援を届けていくかが課題となっている。

市町村へのサポート

<はじめに>

岡山県における市町村へのサポートの特徴のひとつは、県単事業の『市町村発達障害者支援体制整備事業(県 1/2、市町村 1/2 県の3年補助、それ以降は市町村単独事業に移行)』を実施していることである。この事業は、2006年より始まり、市町村において発達障害者支援の総合的な支援の拠点となる発達障害者支援コーディネーター(以下、市町村 Co.)を設置することができる。市町村 Co.には、発達障害のある人に関する様々な相談への対応(相談支援)をおこなうこと、また、相談支援を通して、市町村内の課題を整理(アセスメント)し、保健、子育て、教育、福祉などの各課で共有し、課題解決に向けた取り組みを提案することなどが求められている。

また、2008 年に県と県センターが『市町村体制評価・調査事業』を活用して、岡山市を除く 26 市町村を対象にして紙面調査を実施した。その結果、多くの市町村において、保健、子育て、教育、福祉等の各課の取り組みを共有する機会がないこと、それに伴ってライフステージを通した体制づくりを検討しづらいことが明らかになった。また、県と県センターには、市町村内でライフステージを通した体制づくりを検討する機会を設置するサポート、社会資源をコーディネートして支援を提供する人材の育成や体制構築の中核を担う人材の育成が求められていた。

これらの結果を受けて、県センターは、コーディネートと体制構築の中核である市町村 Co.を 設置(県単事業を実施)している市町村と、それ以外の市町村に対して、それぞれサポートをお こなってきている。ここでは、市町村へのサポートの経過と今後の課題について報告する。

なお、サポートした市町村の推移はTab.1に示す通りである。

Tab.1 サポートをおこなった市町村数の推移

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
9 (4)	14 (5)	16 (9)	25 (11)	16 (14)	
()内は市町村Co.を設置している市町村数					

<市町村 Co.を設置していない市町村へのサポート>

県センターでは、2008 年から 2012 年まで(2008・2009 年は市町村支援体制サポート事業を活用)、市町村 Co.が設置されていない市町村を対象にサポートを実施している。サポートのプロセスは共通しており、①市町村内の保健、子育て、教育、福祉の各課(もしくは係)が一堂に会する場を設定し、「発達障害者支援」を切り口にして各課の取り組みを共有する、②県センター業務からみえた課題を伝達しながら、市町村内の課題を抽出する、③課題解決にむけて具体的なサポートの内容を決定する、であった。下記は、人口 10 万人、5 万人、1 万人の市町村を対象におこなったサポートの具体的な流れである。

- ①市町村内の各課が集う場を設定し、乳幼児健診から就学までの社会資源と流れを図式化した。 その後、「乳幼児健診で要支援の児の数」、「要観察児教室、発達支援事業、総合検診などを利用 する児の数やその年齢」、「診断を受けた児の数」などを後方視的に調査した。
- ②『母子保健事業の情報が園支援に活かされていない』『就学指導委員会の対象にならない児の情報共有がなされていない』といった課題を保健、子育て、教育、福祉の担当課が共有した。
- ③巡回相談の対象となる児の選定基準(優先順位)の改訂、保育士の見立て揃えのための研修の 実施など、現行の巡回相談事業の見直しに関与した。

<市町村 Co.を設置している市町村へのサポート>

2006 年の事業の開始以降、市町村 Co.の設置は毎年増加している。2011 年に市町村担当課を対象に調査をおこなった結果、発達障害のある人の個別のニーズに丁寧に応えられる身近な窓口が設置されたこと、市町村内の各課が横断的に課題を検討するキーパーソンができたことが市町村 Co.設置の効果として確認された。その一方で、市町村 Co.の運営主体(市町村直営、法人委託)が異なること、原則1名配置(専任)であること、職域が療育経験者、教員経験者など多様であることから、市町村の独自性ある取り組みが増え、地域格差が指摘されるようになった。

そこで、県と県センターは、2008年より発達障害者支援関係者連絡会議を立ち上げ、県センターと市町村 Co.の現状を共有し、市町村の独自性を尊重しつつ、県全体の課題を検討するために意見交換している。県センターは、この会議を通して、市町村 Co.に共通して必要な以下の3つの機能が整理できたと考えている。

- ①市町村内の多様な立場(ご本人、ご家族、支援者など)から持ち込まれる多様な相談から課題を整理(アセスメント)すること
- ②直接的に介入(個別支援計画の作成と実行のためのコーディネート、コンサルテーション、 人材育成研修など)をおこなうこと
- ③個別ニーズへの対応の積み重ねから抽出された課題を市町村内の各課で共有し、解決策を立 案すること

このように、市町村 Co.は、身近な、敷居の低い相談窓口であり、かつ専門性のある対応をおこなうこと、さらに、市町村における仕組みづくりの拠点になることが求められている。また、

県センターは、市町村 Co.の個別性に応じて、サポートをおこなっていくことが求められている。

<今後の課題>

前述した通り、岡山県内の市町村の人口規模や社会資源の数は多様であり、おのずと目指すべき市町村の体制も異なっている。そのため、県センターでは、市町村に対して発達障害者支援の体制をキーワードに実態調査をおこない、市町村の個別の課題を抽出することに努めた。

市町村 Co.が設置されていない市町村へは、市町村支援体制サポート事業をきっかけにして、各課横断的な検討組織を立ち上げ、市町村の現行の取り組みを共有、見直しをおこなった。県センターは、市町村内の現状から、どのような課題を抽出するのかを模索し、解決策を担当課と共に検討した。また、市町村 Co.が設置されている市町村へのサポートは、発達障害者支援センター運営事業の中で、県センターと市町村 Co.との連絡会を開催し、2012年には訪問ヒアリングをおこなった。この結果、市町村内の現状と課題を整理することを通して、県センターがサポートすべき具体的な内容が明らかになってきた。

- ・A 市 (6 万人)、B 市 (3 万人):保育士、幼稚園教諭のリーダー養成研修の企画立案と運営協力
- ・C 市 (4 万人)、D 町 (1 万人): 行政と親の会の協働実施による家族支援プログラムの企画協力
- ・E市(5万人): 市単で実施している発達支援事業の効果検証
- ・F市(3万人)、G町(2万人):各課横断的な発達障害者支援検討会議へのアドバイザー参加

今後も、市町村ごとの支援体制の目指すべき方向を模索しつつ、より早期から子どもと家族の個別ニーズを把握し、日常の子育て支援から専門的な療育サービスといった幅広いニーズに対応し、スムーズな就学や特別支援教育に移行していく『体制作りをサポートしていくこと』が県センターに求められている。

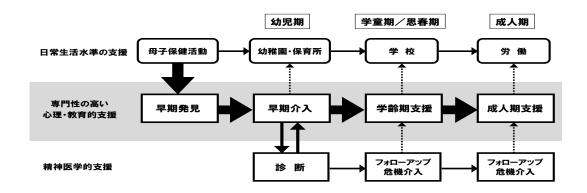
一方で、市町村内の発達障害のある人一人ひとりのニーズに応じて、社会資源をコーディネートしながら、必要な支援を届けるといった『直接的な支援』を担う市町村 Co.をサポートしていくことも県センターに求められているといえる。特に、県センターの直接相談の対象となっている、成人期(19歳以上)になり初めて診断をうけた知的障害を伴わない自閉症スペクトラム障害のある人への支援である。具体的には、大学や短期大学等を卒業した後に、一旦就職するが、継続に至らず、精神科を受診している人たちであり、「就労相談」を希望して介入が始まるが、解決すべき生活課題は多い。今後は、これらの人たちへの直接的な支援を市町村 Co.が担うことが予想され、県センターと市町村 Co.の日々の相談業務における協働事例を積み重ねながら、青年期、成人期の相談支援体制の構築を検討していくことが必要である。

また、岡山県では、2011年に実施した「発達障害のある人の実態調査」の結果からも、青年・成人期支援の体制整備の課題が明らかになった。それは、自立支援、就労支援の機関が提供するサービスの質の保障、既存の就労支援機関によるサービスをうけるまでの準備の場の不足、高校・大学等の高等教育の場における1人ひとりのニーズに応じた進学・就労への移行支援の充実である。これらの課題解決についても、県センターと市町村 Co.と協働して取り組む必要がある。

*1 岡山市の政令市移行に伴い、2011年11月より「岡山市発達障害者支援センターひかりんく」が設置されている。

事例 7. 困難事例への専門的支援

- I 施設沿革
- 1. 名称:山梨県立こころの発達総合支援センター
- 2. 所在地:山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ
- 3. 県内全域を管轄している 山梨県における発達障害支援システム図



発達障害児・者支援システムの骨格

- 4. 平成 18 年 4 月 1 日、山梨県障害者相談所内に発達障害者支援センターが開所。 平成 22 年 4 月 1 日、山梨県中央児童相談所内の子どもメンタルクリニックと合併して、山 梨県立こころの発達総合支援センターが開所。
- 5. 職員配置:所長(精神科医)、次長(ケースワーカー)

|子どものこころスタッフ|: 医長(精神科医)、保健師、作業療法士、精神保健福祉士、ケースワーカー(各1人)、心理士(2人)、医療事務(2人)

|発達支援スタッフ|:保健師(1人)、ケースワーカー(3人)、心理士(5人)

- Ⅱ ひきこもり支援について
- 1. はじめに

当センターでは、前身である発達障害者支援センターの頃から、思春期・成人期のひきこもり状況にある事例に対して根気強い個別支援や集団支援を経て、就労支援機関との協働により社会参加を果たした事例を体験してきた。現在では、地域の相談支援事業所等への技術支援を行うことや、協働することで実践の積み重ねをしている。

ここでは、ひきこもり事例に対する支援について、支援過程の各段階における留意事項と発達 障害者支援センターである当センターが担う役割について述べる。

- 2. ひきこもり事例に対する支援過程と当センターの担う役割
- ①ひきこもり支援の4段階

ひきこもり事例が社会参加に向かえるためには、第1段階:本人が支援機関に来談するまでの

土台づくり、第2段階:本人が安心できる面接構造の確立とアセスメント、第3段階:対人交流の拡大を意図した集団体験、第4段階:障害特性の理解と社会参加の試行、の4段階を確実にたどることが重要である。

②発達障害者支援センターが担う役割

当センターの各段階における役割のモデルを示す。

1) 第1段階:本人が支援機関に来談するまでの土台づくり

当センターには、家族が発達障害の専門相談を希望して直接来談される場合と、家族相談を 担当している支援者から、コンサルテーションを求めてくる場合とがある。

家族相談では、本人の発達像のアセスメントを進めることと相談への導入について心理教育していく。ひきこもりが長期化しており、家族相談では本人の来所が困難と判断した場合には、家庭訪問なども含めた支援の展開のために地域の相談支援事業所などに協働を依頼し、機関への間接支援を同時に行うことがある。

家族相談を担当している支援者への間接的支援の場合は、本人自身が『頑張ってもうまくいかないことがあって困っている』と思える段階までの支援を依頼し、その後に紹介を受けている。発達障害に関する相談への導入が困難な場合は、ひきこもり相談として、精神保健福祉センターや若者サポートステーションでの相談を経てから紹介を受けることになる。その際、相談機関へのつなぎ方や本人への説明の仕方などに対して助言している。

〈支援ポイント〉

- ①家族支援では、家族のエンパワーメントと間接的に本人に働きかける工夫が必要。
- ②間接支援では、家族と本人のアセスメントの視点と支援ポイントを助言する。
- 2) 第2段階:本人が安心できる面接構造の確立とアセスメント

この段階では、家族相談を経て本人が来談してからの直接支援を担う場合と市町村や相談支援事業所が行う支援に対する間接支援を担当する場合とがある。

ひきこもり支援では、面接の中断が生じやすいため、相談関係を続けられる面接の工夫とアセスメントが特に重要である。本人が安心して語れる面接構造が確立することで、対人交流が促進され、うまくいかない理由を見つめることが可能になってくる。

〈支援ポイント〉

- ①本人の興味や意向に添う形での関わりの配慮をし、面接を続けられる工夫が必要。
- ②対人交流様式認知面などの本人像のアセスメントをすすめる。
- 3) 第3段階:対人交流の拡大を意図した集団体験

当センターでは、成人期のひきこもり状況にある人のグループワークを実施している。安定した個別面接を基盤にして、対人交流を広げる試みとしてのグループ活動への導入段階である。安心できる集団に参加することで居場所をもてること、活動の役割を担うことで自信を回復することができる。この段階になると本人が、ひきこもらなければならない理由について語れるようになってくる。

間接支援の場合にも、集団活動への参加を勧めており、地域活動支援センターやデイケアなど を利用している。集団への参加と併行して個別心理療法的アプローチが不可欠な段階である。 〈支援のポイント〉

- ①新たな取り組みには、本人の不安を軽減させるための環境設定やフォローが重要。
- ②本人自身が、ひきこもらなければならない理由を了解していく過程を支える。
- ③他者に相談することでどうにかなるという体験を重ねていくことで、支援されることを受け

入れられることが必要である。

4) 第4段階:発達特性の理解と社会参加の試行

この段階では、発達障害の診断を受けて、自分自身の発達の特性や障害を受容していくようになる。当センターでは、診療機能も有しているため、この段階で紹介される事例もある。本人が、障害者としての支援を受け入れられると、就労支援機関と連携・協働していくことになる。当センターでは、本人の障害の理解や受容していく過程を支える個別支援を行いながら、本人の職業準備段階を評価して就労支援機関にタイミングを見てつないでいる。障害者職業センターでの職業評価や職業準備支援などに参加していく中で、自身の障害理解や受容がすすむことが多い。就労支援機関による専門的な就労支援と併行して、定期的に個別・集団支援でフォローアップしていく。直接・間接支援の場合でも、当センターでは就労支援の展開についてモニターしていく役割を担うことになる。

〈支援のポイント〉

- ①発達特性の理解を深めることと、生じやすい混乱に対する具体的な対処方法を身につけられることが必要。
- ②主体的に支援が求められるスキルアップが目標となる。

3. まとめ

発達障害のある人が支援を受けることなく、辛い体験を重ねたことから生じているひきこもり事例では、先ず安心できる対人交流が必要であり、その中で自信を回復して自分自身の辛さや困難さについて向き合えるようになってくる。支援を受けることで『自分にもできる』体験を積むことで、支援を受け入れられるようになり、自ら支援を求められるようになってくる。ひきこもり状況にある事例では、支援を自ら求めていけることが安定した社会参加を果たす鍵となる。こうした支援は、根気強く関わることが必要であり、適切なアセスメントに基づいたケースマネージメントにより確実に進んでいくと考える。

発達障害者支援センターには、発達障害を背景にもつひきこもり事例に対する支援技術を集積 し、地域の支援者に技術支援することや、関係機関と連携・協働して支援展開をモニターしてい く役割が求められている。

事例8. 家族支援

1. 名称: ひょうご発達障害者支援センター (社会福祉法人 あかりの家)

2. 所在地:兵庫県高砂市北浜町北脇 519

3. 県内全域:センターは全県域に対する支援体制の整備や研修等を実施。県内に5ヶ所のブランチが設置されており、センターを含む6ヶ所で地域割りを行い、相談支援等を行っている。

4. 創設: 平成15年12月1日

5. 職員配置:センター長、就労支援員(常勤 教職資格)、相談支援員(常勤1名 臨床心理士)発達支援員(常勤2 名:臨床心理士、保育士、特別支援教育士)の計4 名。ブランチは1ヶ所に相談支援員、発達支援員を各1名ずつ配置。

家庭療育支援講座の実施と市町への普及概要

センター開設当初、多くの療育支援へのニーズに対して、4名のスタッフでは対応が難しい状況があり、より効果的かつ効率的な家庭療育への支援が求められるようになった。そうした中、「家庭療育支援講座」を実施することとなった。

「家庭療育支援講座」は、井上雅彦先生(鳥取大学教授)が作成したプログラムを参考に、講義とグループ演習を一日のプログラムとして行う親支援プログラムである。講義は、応用行動分析学に基づいた内容で、子ども行動の理解の仕方やほめ方しかり方などをテーマにして行い、グループ演習は、家庭で取り組む課題を設定し、実際の家庭での取り組みの記録をつけてもらい、それを持ち寄り話し合いを行う。(図1「家庭療育支援講座プログラム内容」参照)

平成 16 年より県内 6 ヶ所の発達障害の子どもを持つ親の会で講座を実施した。実施の結果、参加者から高い満足度が得られたが、発達障害者支援センターのスタッフのみで講座を行っていくことは、実施できる箇所にも限界があり、地域で継続的に実施できる人材養成が課題となった。

そこで、①市町で継続実施及び3年間での単独実施、②保健師等のスタッフが継続的に参加可能であることを条件に市町保健センターを主な対象として公募を行い、実施する機関に対し、発達障害者支援センターのスタッフがコンサルテーションとして、講義やワークの進め方、保護者への配慮点などを助言した。

また、講座を実施するためのスタッフマニュアル(図 2「スタッフマニュアル」参照)を作成し、 年度当初に開催地域のスタッフを集め、講座の概要や実施機関の実施報告、グループワークの疑 似体験などを内容とした県下の全実施機関を対象とした事前研修会を行った。また普及啓発リー フレットを作成、市町での活用を促した。(図 3「普及啓発リーフレット」)講座実施中は、毎回、 事前・事後にミーティングを行い、環境設定、ワークの進め方への助言、ケース検討などを通し て職員への研修を行った。

経過

平成 18年 公募を開始し、保健センター、保健所での講座開始 平成 19年 ・支援者の育成をめざして研修会を実施 ・市町での単独開催始まる

平成20年 ・市町での単独開催が5か所に広がる

- ・講義マニュアルの活用
- ・他機関での開催と県下への広がり (子育て支援センター、特別支援学校 など)

平成 **22** 年 ・ 県からのバックアップにて公募 (障害福祉課からの周知)

- ・県「ひょうご障害福祉プラン」に「ペアレントトレーニングの普及」が記載される。
- ・県内の全実施機関への研修

平成24年 ・市町での実施が16箇所になる。

課題

1) 養成した職員の異動による再支援の必要性

市町保健センターで主に実施しているが、養成した職員の異動があり、講座を中心に担っていた職員の異動があると、継続実施と質の維持が難しい機関が出てきている。原則、3年間での市町単独開催を目的に発達障害者支援センターがコンサルテーションをしているが、3年間終了後に、再度支援の要請が入ることも増えてきている。

2) 地域早期支援体制システムとしての講座の定着と事業化

各市町の早期支援のシステムとして、健診後に育児教室や親子教室による支援が行われる。この中に、家庭療育支援講座が組みこまれ、市町の早期支援体制システムとして実施が定着されることが望ましいと考える。しかし、健診後の流れが市町により異なり、ニーズが多様化しているために発達障害への取り組みが遅れがちになっている。また、市町での事業化が難しいため、先進市町の取り組みを研修会で周知を図るなどはたらきかけを行っている。

プログラム内容

回数	テーマ	内容	グループ演習 ホームワーク(★)		
1	オリエンテーション 「サポートブックを作ろう」 (サポートファイル)	自己紹介 サポートブック作成	事前記入したサポートブックを持ち寄って見せ合い、互い の感想を述べ合う		
2	「子どもの行動を理解しよう」 「目標設定のしかた」	行動のとらえ方 目標設定シートの説明	二人一組で、「ほめる」体験ワークを行う 「目標設定シート」の見本と記入用紙を配布、家庭で取り 組む課題を決定する (★)家庭で「いっぱいほめようシート」に取り組む		
3	「関わり方の工夫を考える」「てつづき作成表を作ろう」	環境設定のしかた てつづき作成表の説明 記録用紙の説明	「いっぱいほめようシート」に取り組んだ感想を発表家庭で取り組む課題の具体的な手立てを「てつづき作成表」に記入、グループで話し合う (★)次回まで家庭で課題に取り組み「記録用紙」に記入		
4	「ほめ方・しかり方を考える」 「記録の「見直し」	問題行動のとらえ方記録の見方	「記録用紙」をもとに、取り組んだ課題について話し合う (★)見直した「てつづき作成表」をもとに、次回まで約2週間、家庭で課題に取り組み、「記録用紙」に記入		
5	市町機関のスタッフが企画 した内容	先輩の体験談 地域別グループワーク など	「記録用紙」をもとに、取り組んだ課題について話し合う 企画は、市町機関スタッフが進行を行う		
6	まとめ サポートブック作成 (サポートファイル)	感想 修了証 アンケート	加筆修正したサポートブックを互いに持ち寄り、感想を述べ合う 全体で講座の振り返りを行い、感想を述べ合う		

図1 「家庭療育支援講座プログラム内容」

グループワークのすすめ方④ 「記録の見直し」

ワーク内容	配慮のポイント	時間國公分
【記録をもとにかかわりを振り返る】		
① てつづき作成表、記録用紙を手元に出しても	聴き取りのポイント	
らい、2週間の取り組みの様子をたずねていく	* うまくいったこと、うれしかったことは?	
	* うまくいかなかった、気になったことは?	
	* 何かほかに工夫できそうなことは?	
	* 子どもの表情や行動に変化は?	
	* 保護者の気持ちやかかわりに変化は?	
		30分
② グループの様子に応じて、書いたものを見せ	* 保護者の発言に対して、良い点をみつけ、共	
合ったり、気づいた点などを発言してもらう	通点や全体で共有できるような課題点など、	
	司会者が気づいたことをコメントする	
	* 昨年度の参加者のエピソードなどを伝える	
③ 新しいてつづき作成表を書く作業や、保護者	*必要に応じて要フォローの保護者に声かけ	
同士の意見交換(5~10分)	(要フォローの保護者が他の保護者と意見交換を	
	している場合は見守るのもよい)	
【まとめ】		
①クローバーからコメント	全員が今日の内容を意義付けできるようにコ	5分
	メントし、次回の動機付けを行う	

- ※ 講座終了後、グループ演習で気になった保護者のフォローを適宜行う ※ 見学等で参加した関係機関支援者に参加してみての感想を簡単に聞いておく

こんなことがありました(実例集)					
他の人の意見を聞いて「もっとやらなければ」、	スタッフが良い点を認め、励ました				
「自分はできていない」と思って焦る	•				
・ 課題設定の中の行動の流れか複雑すぎてうま くいかなかった	保護者自身が気付くことが大事、次のシートで見直し てもらう スタッフは子どもの姿、発達の様子をふまえて助言				
記録用紙を持ってくるのを忘れた	忘れたのでなく、書くことが苦手な人もいるので注意 が必要				
自分の考えを子どもに押し通そうとしてしま う ほめることもできない	日々どのように関わっているのか聞き取りながら、他 の人の関わり・考えを聞いて気づいていくよう支援				





図3 「啓発用リーフレット」

2004 (平成 16) 年 12 月 3 日に成立し 2005 (平成 17) 年 4 月 1 日より施行された「発達障害者支援法」は、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」とし、「その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義した。この法律により、わが国においてはじめて『発達障害』が法律に位置づけられ、国や地方自治体等において、発達障害者が医療、保健、福祉、教育、労働等の幅広い分野における支援の対象となった。発達障害者支援法が施行され8年が経過しようとしている。発達障害者支援法の施行により、ライフスージを通した一貫した支援が地域レベルにおいてできはじめ、福祉、教育、労働の連携が本格的にはじまったりして、その成果は着々と出ているものの、改めて課題と思われるものが浮かび上がってきている状況がある。発達障害者支援法がなければそのような課題も浮かび上がらなかったのだろうから、それは意味あるものである。今後、そのような地域の課題に発達障害者支援センターは、どのように取り組んでいくことができるかが問われている。

また、障害者自立支援法の改正においては、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明記された。18歳の未満の精神障害児の中に発達障害児を含むものとし、発達障害児についての児童福祉法の対象とし、発達障害児について適切な発達支援や家族支援を含めた専門的な相談支援を実施していくものである。発達障害者が、障害者自立支援法上のサービス対象の範囲に入り、サービスを受けることが明確化されたことは前進である。障害者自立支援法は、大きく分けて介護給付(療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、行動援護)と訓練等給付(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)に分かれている。知的障害を伴う広汎性発達障害の方々については介護給付のニーズが高い(例えば、行動援護などはその典型)と言えるが、多くの発達障害の方々にとっては、生活訓練などの社会的技能の向上を目指した生活訓練や就労に向けて一定期間訓練する就労移行支援等のニーズが高いと考えられる。このようなサービスは、全国どこの地域においても利用できる状況にはなっていない。これらサービスの充実と発達障害者に活用できる支援方法を確立することなど、今後も発達障害者支援センターの専門性を地域に還元することが求められている。

法律の名称が「障害者支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」となった。(平成25年4月1日施行) 法の目的が「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」に代わった。(平成25年4月1日施行)発達障害者に対する支援が適切に行われるためには、障害支援区分が発達障害者の支援の必要性を適切に把握できる必要がある。また、地域サービスの中心となるグループホームが発達障害者に活用されやすくすること。更には、アドボカシーという観点から発達障害者への意思決定の支援が適切に行われなければならない。

このように発達障害者の支援が大きく変化するなかで、発達障害者支援センターは、相談支援、 発達支援、就労支援などの専門的支援を引き続き行うとともに、行政とともに、都道府県・指定 都市のなかの発達障害児(者)のための地域の支援体制を構築するための中心的役割を担うこと が求目あれている。そのためには専門性に裏付けられたマネジメント能力が重要になる。今後も、 発達障害者支援センターは大いにその機能を発揮していただきたい。その際、この「発達障害者 支援センター運営マニュアル」を活用していただければ幸いである。